

議案第78号

宝塚市立人権文化センター条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市立人権文化センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。
平成29年（2017年）9月5日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市立人権文化センター条例の一部を改正する条例
宝塚市立人権文化センター条例（平成14年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「すべて」を「全て」に改める。

別表(1)宝塚市立くらんど人権文化センター使用料の部中

「

和室3	700	500	500	700	300
調理室	200	150	150	200	100

」

を

「

調理室	200	150	150	200	100
中ホール	700	500	500	700	300

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。